

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年2月21日

京都市公営企業管理者  
交通局長 西村 隆

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

第9条の2の次に次の1条を加える。

第9条の3 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により指定代理納付者を指定したときは、その旨を公告する。

第29条に次の2項を加える。

7 指定代理納付者は、金銭収納員が指定する日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による承認に係る収入金を出納取扱金融機関へ払い込まなければならない。

8 指定代理納付者は、前項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による承認に係る収入金を払い込む場合は、当該収入金の内容を示す計算書を作成し、所管の金銭出納員に提出しなければならない。

第42条の2に次の1号を加える。

(4) 指定代理納付者による納付事務に係る手数料 当該納付事務に係る収入金

附 則

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

(交通局営業推進室)